

熊本大学における組織評価指針

平成 19 年 4 月 26 日制定

平成 26 年 1 月 23 日改定

(目的)

第 1 条 この指針は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 1 項及び国立大学法人熊本大学法人基本規則第 10 条第 1 項の規定に基づき、中期目標・中期計画及び各学部等の目的に照らした熊本大学（以下「本学」という。）の各学部等における教育研究等の状況に関する自己点検・評価（以下「組織評価」という。）を通じ、その現状と課題を明らかにし、活動の一層の活性化を促すことにより、本学の発展に寄与することを目的とする。

(組織評価の対象)

第 2 条 組織評価の対象となる組織は、大学評価会議が別に定める熊本大学における組織評価実施要領（以下、「実施要領」という。）において規定する。

(組織評価の実施)

第 3 条 組織評価の対象となる組織の長（以下「学部長等」という。）は、この指針及び実施要領に基づき、中期目標・中期計画及び各学部等の目的の達成状況について組織評価を実施する。

2 組織評価は、原則として 6 年に 1 回行う。ただし、教育研究等について定期的に外部評価を実施している学内共同教育研究施設においては、直近に実施した外部評価をもって組織評価に代えることができるものとする。

3 組織評価の領域、分析項目、観点等及び組織評価の詳細な手順については、実施要領及び大学評価会議が別に定める自己評価書作成要領において規定する。

4 学部長等は、組織評価の結果を、自己評価書としてまとめ、学長へ報告する。

(結果の活用等)

第 4 条 組織評価の結果は、各学部等の教育研究等の改善に活用するとともに、広く社会へ公表する。

(雑則)

第 5 条 この指針に定めるもののほか、組織評価の実施に関し必要な事項は、大学評価会議が別に定める。